

平成28年度第2回旭川市子ども・子育て審議会
児童福祉施設等整備部会

- 1 日 時 平成28年7月19日(火) 18:30~20:00
- 2 場 所 旭川市第二庁舎3階 健康相談室
- 3 出席委員 芝木委員, 佐藤委員, 小林委員, 齊藤委員
(欠席委員) なし
- 4 事務局 子育て支援部こども育成課 堀内課長, 飯森主幹,
こども育成係 田上係長, 小久保, 斎藤, 陶
- 5 傍聴者 0名
- 6 議事概要

【協議事項】

- (1) 小規模保育事業の認可について(1件)
- (2) 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について(1件)
- (3) 保育所等整備事業の事業者の募集について

(1) 小規模保育事業の認可について

※ 事務局より社会福祉法人旭川第一友愛会から提出のあった認可申請について説明。

(2) 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について

※ 事務局より利用定員の設定について説明。

(委員) 子ども・子育てプランの取組内容で予定していた幼稚園における保育ニーズへの対応部分の一部を今回の計画で振り替えるということであれば、幼稚園における保育ニーズへの対応が進まない理由、原因等を把握しなければならないと考えるが、市は対応が進まない理由等をどのように考えているのか。

(事務局) 旭川市内の多数の幼稚園が、給付の施設に移行するのか、認定こども園に移行するのか、私学助成制度の幼稚園として残るのかを選択する段階にいる。そのため、小規模保育事業の実施まで考えられないというのが現状である。また、施設的に例えば定員割れをしている施設であっても、教室自体が余っているわけではなく、1つの教室にいる子どもが減っているだけで、小規模保育事業に使うスペース自体が確保できなかつたり、調理設備を設ける必要があつたり、園として0,1歳の保育経験がない、その職員配置などが小規模保育事業を実施することの課題となつていると幼稚園の関係者からは伺っている。ただし、小規模保育事業をすでに実施している幼稚園が、他の園に状況報告をするなど市内の幼稚園団体が積極的に情報交換を行っているので、当初考えていたプランよりは少し時間がかかると思うが、今後、小規模保育事業を実施する幼稚園が増えてくるとも想定している。しかし、待機児童解消は喫緊の課題であるため、幼稚園以外の既存施設などを活用した取組も行っていかなければならないと考えている。

※ 事務局の提案どおりで承認された。

(3) 保育所等整備事業の事業者の募集について

※ 事務局より、募集要項(案)について説明し、その各項目で質問・意見等を聞くこととした。

○概要について

○1 保育所等増改築事業の考え方について

特に質問・意見等はなかった。

○2 募集要件について

(委員) 既存2・3号定員99人以下が15人以上、100人以上が10人以上の定員増としているが、何か所くらいの募集があると考えているのか。

(事務局) だいたい8か所くらいはと予想している。定員の増数については、ここ数年の実績から設定している。

(委員) 8か所であれば、少なくとも80人の増となるが、旭川市子ども・子育てプランの中で、80人以上の定員増をするということは見込まれていたか。

(事務局) 旭川市子ども・子育てプランでは認可保育所などの増改築で2号認定を180人増とする取組内容となっている。

(委員) 市内の保育園から園の状況についての話を聞いていると、今は、待機児童対策のため定員を増やす必要があるのはわかるが、数年後を考えると子どもの数が減っていき、保育園の利用児童も減少していくことが分かっている中で、大きな建物を建てなければいけなかったり、施設を改修しなければならなかったりと、定員増が園にとって負担になってしまうのではないかとの思いがあった。しかし、当初のプランが180人の定員増を見込んでいたということであれば、そこまで重い数字ではないと感じた。

(事務局) ここ数年の実績から最低限定員増を見込める数字としている。限られた予算を施設整備に充てるので待機児童解消に資する必要があるが、極端に少ない定員増を計画できないようにしているのも確かである。

(委員) 1号定員数の制限についてだが、一定程度制限を設けることは理解できるが、今回示されている表現では、一部の施設が対象とならないのではないか。

(事務局) ご指摘のとおりであるため、文言の修正を行う。

○3 設置者の申込資格について

○4 整備及び施設要件について

○5 整備計画に係る留意事項等について

特に質問、意見等はなかった

○6 特別保育事業及び放課後児童クラブの実施について

- (委員) 放課後児童クラブの加点だが、地域に十分足りていると分かっているが、計画した場合も加点となる内容となっている。審査後ではなく、審査前に市が必要性的について一定程度判断できないか。審査後に判断すると、放課後児童クラブが足りていない地域の計画順位が低くなってしまふ懸念がある。市が数か所の整備を募集するのが、今年度で最後になると思うのでこの順位付けは非常に大事になってくると思う。
- (委員) 施設整備の要項なので、運営費補助について言及するのを最小限にしたほうが良い。「一時預かり事業あるいは放課後児童クラブについては、補助事業としての採択を保証するものではない。」とすることで、補助事業採択は保証されないが実施希望の事業者については加点できることとなる。
- (事務局) 一時預かり事業の場合、利用者から受け皿を増やしてほしいという声があり、その対応のためには、既存施設では、スペースの確保が難しく、施設整備のタイミングでスペースを確保しなければならない。運営費については、毎年度の予算で措置されるものであるため、一時預かり事業の実施も今回の募集に合わせて事業者を検討いただきたいと考え、募集要項に記載している。ご意見をいただいた内容で整理させていただき、それに伴って審査方法についても検討が必要なため、次回の部会で報告させていただく。

○7 保育所等整備のスケジュールについて

○8 申込書類

○9 提出先について

特に質問・意見等はなかった。

○【参考】審査内容等について

- (委員) 審査の文言で、事業者向けの文言というより、審査する委員向けと思われる詳細な説明まで記載されているので、整理が必要と考える。
- (委員) 審査結果や各法人の点数結果は公表されるのか。
- (事務局) 審査結果や点数については公表しない。旭川市議会第1回定例会の議案で結果がわかることになる。審査の文言については、整理することとする。

○募集の際の提出書類及び審査基準について

- (事務局) 審査を行う際には、提出された計画を、今後協議していただく審査基準を基に審査いただく。机上での審査を予定しており、事業者によるプレゼンや、事業者から直接説明を受ける場を設けることは考えていない。
- (委員) 提出書類の(全体注意事項)の記載位置がこの位置だと、5分園等整備予定地(用地)の概要の注意事項と勘違いされる恐れがあるため、他のページに記載したほうが良い。

(委員) 最後の7項目に記載してはどうか。

(事務局) ご指摘のとおりに改める。

○ 全体の説明を通して意見があった部分の修正等について確認した。

7 その他

最後に、本部会の次回開催は、平成28年8月2日(火)から開催することとして本部会を終了とした。